

## 市ホームページバナー広告掲載基準

この基準は、豊明市ホームページ広告掲載取扱要綱第 2 条に規定する広告の範囲の詳細として定めるものであり、この基準に照らして、掲載の可否の判断を行うものとする。

### 第 2 条関係

1 次の業種又は業者の広告は掲載しない。

- ( 1 ) 風俗営業類似の業種
- ( 2 ) 通信販売及び訪問販売に類しうるもの
- ( 3 ) ギャンブルにかかるもの
- ( 4 ) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や業者
- ( 5 ) 法律の定めのない医療類似行為を行う施設
- ( 6 ) 民事再生法及び会社更生法による再生更生手続き中の業者
- ( 7 ) 市区町村民税を滞納している者

2 次のいずれかに該当する広告は掲載しない。

- ( 1 ) 人権侵害、名誉毀損、各種差別的なもの
- ( 2 ) 法律で禁止されている商品及び無認可商品、粗悪品などの不適切な商品並びにサービスを提供するもの
- ( 3 ) 他を誹謗、中傷又は排斥するもの
- ( 4 ) 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
- ( 5 ) 宗教団体等による布教推進を主目的とするもの
- ( 6 ) 非科学又は迷信に類するもので、利用者を迷わせたり、不安を与えるおそれのあるもの
- ( 7 ) 社会的に適切でないもの
- ( 8 ) 国内世論が大きく分かれているもの